

議案第 8 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 3 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、人事院及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の通勤手当、期末手当及び勤勉手当並びに会計年度任用職員の勤勉手当の改定をするとともに、企業職員の給与に関する規定の所要の整備をするため、関係する条例の一部を改正するものです。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「ため自転車」を「ため自動車」に、「自転車等」を「自動車等」に、「自転車を」を「自動車等を」に改め、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「自転車を」を「自動車等を」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自転車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条5項とし、同条第3項中「及び前項第2号」を「、第2項第2号」に改め、「定める額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「同項」を「前2項」に、「支給単位の」を「支給単位期間の」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、
5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の
料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による
額

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第1号中「交通機関等」を「交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）」に改め、「運賃」の次に「又は料金（以下「運賃等」という。）」を加え、同条第2号中「ため自転車」を「ため自動車」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第3号中「運賃」を「運賃等」に、「自転車等」を「自動車等」に改める。

第19条を次のように改める。

(特定の職員についての適用除外)

第19条 第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 第5条及び第6条の規定は、一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成17年条例第14号）第3条の規定により採

用された職員には適用しない。

(白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項及び第21条の2第1項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第24条第2項中「第6項まで」を「第7項まで」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第4条中「及び第6条」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第8号資料

○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(第1条関係) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和35年条例第1号)新旧対照表

改 正 案	現 行
(略)	(略)
(通勤手当)	(通勤手当)
第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。	第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「 <u>自動車等</u> 」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)	(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「 <u>自転車等</u> 」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、 <u>自動車等</u> を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、 <u>自動車等</u> を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)	(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、 <u>自転車等</u> を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、 <u>自転車等</u> を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項において「 <u>運賃等相当額</u> 」という。)	(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「 <u>運賃等相当額</u> 」という。)
(2) 前項第2号に掲げる職員 _____ 支給単位期間につき、 <u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じ規則で定める額</u> (支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)	(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に _____ 定める額</u> (支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)
_____	ア <u>自転車等の使用距離</u> (以下この号において「 <u>使用距離</u> 」という。)が片道5キロメートル未満である職員 <u>2,000円</u>
_____	イ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員</u> <u>4,200円</u>
_____	ウ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</u> <u>7,300円</u>
_____	エ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員</u> <u>10,400円</u>
_____	オ <u>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員</u> <u>13,500円</u>
_____	カ <u>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員</u> <u>16,600円</u>
_____	キ <u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員</u> <u>19,700円</u>

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)の規則で定める日に支給する。

6 (略)

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

8 (略)

(略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

(新設)

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額_____の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位の_____月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月_____の規則で定める日に支給する。

5 (略)

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

7 (略)

(略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を

<p>乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(略)</p>
--	--

(第2条関係) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年条例第6号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>— — — — —</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第7条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため<u>交通機関又は有料の道路</u>（以下「<u>交通機関等</u>」</p>	<p>(略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第7条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため<u>交通機関等</u></p>

<p>という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員</p> <p>(略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第19条 第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 第5条及び第6条の規定は、一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成17年条例第14号)第3条の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(略)</p>	<p>を利用してその運賃 を負担することを常例とする職員</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員</p> <p>(略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第19条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成17年条例第14号)第3条の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(略)</p>
--	--

(第3条関係) 白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第6号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第16条の2 給与条例第21条(第2項各号、第4項及び第5項を除く。)の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「、その者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、その者に所属するフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「基準日現在」とあるのは「基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第21条の2 給与条例第21条(第2項各号、第4項及び第5項を除く。)の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(週の勤務時間が15時間30分未満の者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第2項中「、その者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、その者に所属するパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第16条の2 給与条例第21条(第2項各号、第4項及び第5項を除く。)の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「、その者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、その者に所属するフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「基準日現在」とあるのは「基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第21条の2 給与条例第21条(第2項各号、第4項及び第5項を除く。)の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(週の勤務時間が15時間30分未満の者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第2項中「、その者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、その者に所属するパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p>

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)	(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)
第24条 (略)	第24条 (略)
2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第12条第2項から <u>第7項</u> までの規定の例による。	2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第12条第2項から <u>第6項</u> までの規定の例による。
(略)	(略)

(第4条関係) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第20号) 新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
附則	附則
(略)	(略)
(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)	(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条____の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び <u>第6条</u> の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
(略)	(略)